給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

提出先 横浜市特別徴収センター
〒231-8314 横浜市中区山下町2番地 5階

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

年度	①現年度 2. 新年度 3. 両年度

横浜市長	年 月 日提出	給与特別徴収義務者 所在地	〒
		フリガナ	
		氏名又は名称	
		個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄として右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号		—
宛名番号		
担当者連絡先	所属	
	氏名	
	電話	内線( )

給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ								
氏名		(旧姓)						
生年月日	年 月 日							
個人番号								
受給者番号								
1月1日現在の住所								
異動後の住所			円	円	円			

			月から	月から	年
			月まで	月まで	月
					日

右から番号を記入
1. 退職
2. 転職
3. 休職・長期
4. 死亡
5. 支払額・不定期
6. 合併・解散
7. その他
職歌欠亡期散他
[事由・理由]

右から番号を記入
1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

(新しい勤務先(特別徴収義務者))

特別徴収義務者指定番号	— 新規	法人番号	
所在地	〒	担当者連絡先 所属	
フリガナ		氏名	
氏名又は名称		電話	(内線)

新しい勤務先へは、月割額 円を
月分(翌月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号(※1)	
納入書の要否(新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由 右から番号を記入
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
月 日	円

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

3. 普通徴収の場合

理由 右から番号を記入
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため

※市区町村記入欄

○横浜市特別徴収センターへの異動届出書が10日までに届いた場合は、原則月末に通知します。11日以降となった場合は月末に御通知できないことがあります。新年度分は4月15日までにお届けください。
○郵送による提出の場合で、控えの必要な方は、①提出用 ②返送用(「控」と明記) ③切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、ご送付ください。

(※1)必ず受給者番号を記載してください(受給者番号の記載がない場合や不明瞭な場合、横浜市で付番します。)。

(横浜市使用欄)
特徴宛番:

御注意

1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2. 宛名欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3. 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄に必要事項を記載してください。
4. 収入欄に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続」欄に「1」と記載してください。
一方、一括徴収する場合は、「一括徴収」欄に「2」と記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。